

* 医師による登園許可証明が必要な感染症

登園許可証明書

園名 認定こども園ときがね幼稚園

園児名

病名(該当疾患に☑)	出席停止期間および登園の目安
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある
風疹(3日ばしか)	発疹が消えるまで
水痘(みずぼうそう) 帯状疱疹	すべての水疱が黒いかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状(発熱、咽頭発赤、目の充血)が消失してから2日を経過するまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	医師において感染の恐れがないと認められるまで (結膜炎の症状が消失してから)
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師において感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染の恐れがないと認められるまで
	←その他の病名の場合に記入

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証明書の記入をお願いします。

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可証明書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

* 医師の診断を受け、保護者が治癒報告書を記入する感染症。

治癒報告書

園名 認定こども園ときがね幼稚園

園児名 _____

病名(該当疾患に☑)	出席停止期間および登園の目安
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「症状が軽快した後1日」は、軽快した日を0日とし、翌日を1日とする ※陰性証明を提出する必要ありません。
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後3日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする
溶連菌感染症	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ可
マイコプラズマ肺炎	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過)、普段の食事ができること
伝染性紅班(りんご病)	発疹のみで全身状態が良い時は登園可
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、ア デノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後1日以上経過)、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
带状疱疹ほうしん	すべての発しんが痂か皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥しているか、糜爛部位が被覆できる程度のものであること
水いぼ	掻きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆すること
アタマジラミ	駆除を開始していること

医療機関名 _____ (_____ 年 月 日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 月 日より登園いたします。

_____ 年 月 日

保護者氏名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、治癒報告書の記入及び提出をお願いします。